

別記 (三)

覺書

- 一 會社側ハ先ニ發表シタル十四名ノ職首ヲ取消スルコト
- 一 暖房ハ室内温度摄氏十五度以下ノ場合之ヲ使用スルコト
- 一 食堂ニ湯流シ場ヲ設クルコト
- 一 粉部屋内作業者ニ対シテマスウヲ支給シ作業者ハ半日交替トスルコト
- 一 作業服ハ年一着以上支給スルコト
- 一 就業時間ハ四月一日ヨリ九月三十日迄ハ午前七時三十分ヨリ午後五時三十分ヨリ十月一日ヨリ三月三十一日迄ハ午前八時ヨリ午後五時三十分マデトス休憩時間ハ正午ヨリ三十分間午後三時ヨリ五分間トスルコト
- 一 公休日ハ第一第三日曜日ヲ原則トシ変更ノ場合ハ可及的速ニ予告スルコト
- 一 皆勤賞ハ一個月皆勤者ニ五十銭ヲ支給スルコト
- 一 退職手当ハ三月以内ニ案ヲ發表シ協議スルコト
- 一 特殊手当ハ三割増トスルコト
- 一 結婚ニ依リ解雇ハ絶對ナラザルコト
- 一 水仕事ニ対シテ防水着並ニ履物ヲ支給スルコト
- 一 年回ノ定期昇給制定シ全額ハ會社ニ任スルコト
- 一 一年一度與テ支給シ全額ハ會社ニ任スルコト
- 一 田子従業員ノ給料現在給料ノ倍ヲ雜食費トシテ金十二布ヲ加算シタルモノヲ本給トスルコト
- 一 田子従業員ノ給料現在給料ノ倍ヲ雜食費トシテ金十二布ヲ加算シタルモノヲ本給トスルコト

昭和九年一月二十七日

株式会社 眞住清彦 社長 眞住源藏 代理 松尾文治
 従業員代表 住藤春正 鈴木吉治
 全口労働組合同盟南東北學工礦労働組合代表 志村一美
 七會社ニアリテハ従業員又組合側ニ対シテ紛議用係車馬賃トシテ金五拾圓ヲ支給スルコト
 ニセリ

労務第三一七號

昭和九年二月十六日

肉務大臣 山本達雄 殿
 會 長 官 殿

日本化エペン株式会社労働争議ニ関スル件 (發生-解決)

- 一 本月二日標記會社従業員同トシテ賃銀ニ割値上外九項ニ亙ル待遇改善嘆願書ヲ社長ニ提出シ
- 二 本月七日標記會社共同労働組合主席池善二外一名ハ會社側後援員ニ對シテ見嘆願事項回答ヲ求メタルニ即答ヲ為ササルヲ從業員ハ八日ヨリ急業ニ十日ハ罷業状態ニ陥リタリ
- 三 會社側ハ従業員側ノ急業ニ張限ニ組合代表ニ會見ヲ申シ本月十日午後三時三十分ヨリ労資會見結果會社側ハ嘆願事項ノ大体ヲ容認シ解決セリ

待遇改善嘆願ニ發端ニ標記會社ニ労働争議發生セルカ本月十日
 労資會見ニ於テ會社側ハ嘆願事項ノ大体ヲ容認シ争議解決セリ

警視總監 藤沼庄平

發生ニハ 會決ニ一〇
 使用労働者ニ八内女四
 争議参加者ニ八
 關係労働組合同盟南東北會高野

9. 2. 23
 5460